

附 則

(適用時期)

この法令解釈通達は、平成 28 年 4 月 14 日以後に相続等により取得した財産の評価について適用する。

《説明》

附則では、本通達の適用時期について定めている。

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成 29 年法律第 4 号）により特定非常災害に係る特例が創設され、平成 29 年 1 月 1 日以後に相続等により取得した財産について適用するとともに、直近に特定非常災害に指定された「平成 28 年熊本地震」（特定非常災害発生日：平成 28 年 4 月 14 日）に遡及して適用することとされた。

このことを踏まえ、本通達において、措置法通達における取扱いとのバランス等を考慮して、特定非常災害発生日以後に相続等により取得した財産の評価方法を定めたことから、本通達については、「平成 28 年熊本地震」に係る特定非常災害発生日である平成 28 年 4 月 14 日以後に相続等により取得した財産の評価について適用することとしている。